

送 付 書

(発信日) 令和4年6月2日
(受信者) 原告代理人 弁護士 高池勝彦 殿 (Fax 03-3263-6042)
(発信者)

〒102-8225
東京都千代田区九段南1丁目1番15号
九段第2合同庁舎
東京法務局訟務部

被告国指定代理人 法務事務官 高橋 佑 介

TEL 03-5213-1298

FAX 03-3515-7307

(事件の表示)

当事者 原告 株式会社自由社
被告 国ほか3名

事件番号 東京地方裁判所 令和3年(ワ)第24321号

事件名 損害賠償請求事件

(本文) 書類等の送付について

上記事件について、下記書面を送付します。

記

- | | |
|-------------|---------|
| 1. 準備書面(3) | 1通(21枚) |
| 2. 証拠説明書(3) | 1通(10枚) |

(書証は大部にわたるため、上記書面のグリーンコピーとともに別途郵送いたします。)

※ お手数でも受信確認のため本書下欄(受領書欄)に必要事項を記入、押印の上、本書を発信者及び裁判所あて送信願います。

受領書

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中 (Fax 03-3580-5769)

被告国指定代理人 東京法務局訟務部 高橋佑介 行 (Fax 03-3515-7307)

上記のとおり書面を受領した。

(発信日) 令和 4年 月 日

(受領年月日) 令和 4年 月 日

(受領者氏名・印)

副本

令和3年(ワ)第24321号 損害賠償請求事件

原告 株式会社自由社

被告 国ほか3名

準備書面 (3)

令和4年6月2日

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中

被告国指定代理人

市原麻衣



長谷川陽史



高橋佑介



安井順一郎



中川覚敬



廣野宏正



池田真信



永野徳史



濱田真旗



被告国は、本書面において、引き続き別紙のとおり、訴状における原告の主張に対する被告国の反論を行う。

なお、略語については、本書面及び別紙において新たに定義するもののほか、従前の例による。

以 上

主張一覧表【訴状別紙2・通番31ないし50】

別紙

訴状別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
31	表見返		「日本の世界遺産」(全体)	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>日本がユネスコ(国際連合教育科学文化機関)に登録している世界遺産には、申請時(平成31年4月)において自然遺産(4件)と文化遺産(18件)で計22件となっていた(乙A28の31の1)。</p> <p>本件申請図書の表見返(乙A27の31の1)では、「日本の世界遺産」の表題を用いつつ、「日本にはユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の世界遺産に登録されている場所がいくつかあります。一覧表にすると下記のようになります。」と記述されているが、自然遺産(4件)は掲載されていない。</p> <p>しかし、当該記述やその周辺の記述を合わせ読んでも、ユネスコの「世界遺産」には自然遺産と文化遺産の区別があることや、当該表見返には文化遺産のみを掲載するものであることは明らかでないことから、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、「世界遺産」である日本の自然遺産を認識することなく、本件申請当時における日本の「世界遺産」が①ないし②で全てであると誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p> <p>なお、本件は、以上のとおり、「日本の世界遺産」について誤解のおそれがあるとしたものであって、原告が主張する山川出版社の「戦地に設けられた「慰安施設」には、朝鮮・中国・フィリピンなどから女性が集められた(いわゆる従軍慰安婦)。」との記述は、本件申請図書の「日本の世界遺産」の記述と全く関連性のない記述であることは明白であるから、このような比較を行う原告の主張はそれ自体失当である。</p>	<p>台表紙本該箇所として</p> <p>・乙A27の31の1</p> <p>裏付け資料として</p> <p>・乙A28の31の1</p>

訴状別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
32	3	囲み	「3 高度100メートルから見た日本は「町工場の国」だ」中、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国をめざして成功しました」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(3ページ、乙A27の32の1)の囲み部分「3 高度100メートルから見た日本は「町工場の国」だ」中において、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた日本はこの150年間に工業立国をめざして成功しました(後略)」と記述されており、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該図書を使用する時点において黒船来航時から起算して約150年間を経過したものであると認識する。</p> <p>この点、黒船来航は、原告主張のとおり、1853年とされ(乙A28の32の1)、仮に本件申請図書が本件検定(令和元年度検定)において合格した場合、当該図書の使用開始時点(令和3年度時点)においては、黒船来航時から起算して約170年(168年)の期間が経過している。</p> <p>そして、令和3年度時点において、黒船来航から約170年(168年)の経過の事実があるにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該事実を反して、令和3年度時点において黒船来航時から起算して「150年間」を経過したものと誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>なお、教科書検定においては、当該検定年度の検定時を基準時として、申請図書の記述が検定基準に照らして適正か否かを判断する。よって、過去に使用された同様の表現がその後の検定においても当然に欠陥がないと評価されるとは限らない。平成26年度検定(令和元年度検定の前の回の検定)の対象となった原告の教科用図書において、前記と同様の記述があったことは事実であるが、令和元年度時点において精査した結果、検定基準に照らして欠陥箇所と評価されたものであり、前回検定において同様の記載が欠陥箇所とされなかった事実をもって本件申請図書の当該記述について「生徒が(中略)誤解するおそれはない」とは評価できない。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白紙本該当箇所として</p> <p>・乙A27の32の1</p> <p>取付け資料として</p> <p>・乙A28の32の1</p>

訴状別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
33	19	表	下段「第1章 古代までの日本（予告篇）」中、「仁徳天皇 世界一の古墳に祀られている」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書（19ページ、乙A27の33の1）の下図み「第1章 古代までの日本〈予告篇〉」において、「仁徳天皇 世界一の古墳に祀られている」と記述されている。この点、「葬る」は、「死体・遺骨を墓所などにおさめる」ことを意味する（乙A28の33の1）。また、皇室典範第27条においては「天皇（略）を葬る所を陵」とされており、『日本書紀』仁徳天皇八十七年十月己丑条には「（仁徳天皇を）百舌鳥野（もずのの）陵（みささぎ）に葬りまつる」とされている（乙A28の33の2）。これらを踏まえると、遺体・遺骨を古墳や墓所などにおさめることを「葬る」と表現することは、歴史上正確といえる。</p> <p>一方で、「祀る」は、「神としてあがめ、一定の場所に鎮め奉る」ことなどを意味し（乙A28の33の3）、必ずしもその意味に遺体・遺骨を古墳や墓所などにおさめる事実が含まれていない。そのため、「祀る」は歴史学においても、当該事実を表す正確な表現とはいえない。</p> <p>以上を踏まえると、遺体・遺骨を古墳や墓所などにおさめる事実を表す記述としては「葬る」と表現することが正しいにもかかわらず、「仁徳天皇 世界一の古墳に祀られている」との記述を読んだ中学校段階の合理的一般人においては、「祀る」と表現することが正しいと誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3(3)）に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>なお、原告は、訴状別紙2・42ページにおいて、仁徳天皇陵の被葬者については議論の余地が残されているから、「葬られている」と記載すればかえって誤解するおそれがあると主張するが、本件検定手続時において原告は当該主張・立証を行っていない上、遺体・遺骨を古墳や墓所などにおさめる事実を「祀る」という文言で表現する当該記述は、前記のとおり「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」であることに変わりないことから、原告の主張は当を得ない。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <p>・乙A27の33の1</p> <p>裏付け資料として</p> <p>・乙A28の33の1</p> <p>・乙A28の33の2</p> <p>・乙A28の33の3</p>

訴状別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
34	23	囲み	「④ピラミッドを造ったのは誰か」中、「約2500年前のギリシャの歴史家で、「歴史の父」と呼ばれるヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」と書きました。」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書に教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>そして、学習指導要領の「中学校社会科」「第二節 社会」「第2 各分野の目標及び内容」の「(歴史的分野)」「3 内容の取扱い(1)イ」(乙A29の2・53ページ)においては、「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視すること。」等について新たに規定され、資料を読み取る力がこれまで以上に重視されている。</p> <p>上記の学習指導要領の趣旨を踏まえると、教科用図書では、資料(史料を含む。)に係る記述に誤解のおそれのある表現があつてはならず、例えば、原史料に係る記述の内容について、原史料の正確な引用ではないにも関わらず、あたかも正確な引用と誤解するおそれのある表現があつてはならない。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(23ページ、乙A27の34の1)の囲みでは、「④ピラミッドを造ったのは誰か」において、「ヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは、10万人の奴隷が20年間働いて造ったもので、クフ王という残忍な王の墓である」と書きました。」と記述されているところ、当該記述は原史料の引用ではなくその要約であることから、本件申請図書においてヘロドトスの著書『歴史』の記述をそのまま引用したものではないことが分かるよう工夫することが求められる。</p> <p>この点、原告は、要約である旨を明示する工夫やヘロドトスの『歴史』をそのまま引用したものではないことが分かるような工夫を行っておらず、「(中略)ヘロドトスは、『歴史』という本で、「大ピラミッドは(中略)王の墓である」と書きました。」と記述している。当該記述を読んだ中学校段階における合理的一般人は、ヘロドトスが『歴史』において「大ピラミッドは(中略)王の墓である」とあるとおり記載されているものと誤解する可能性が高い。</p> <p>よって、当該記述は、中学校段階の合理的一般人において、原史料を直接引用したものと誤解するおそれがあることから、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>なお、原告は、「限られたスペースに収めるために(中略)要約した。普通に行われていることである。(中略)」「は直接引用に限るという文章構成上の規則はない。」とも主張するが(訴状別紙2・43ページ)、かぎ括弧を付すことにより引用であることを示すということは一般に行われているものといえるし、本件申請図書において、他の原資料の要約を掲載するに当たり「一部要約」と明記する工夫がされている例も見られるのであるから(後記通番38参照。本件申請図書35ページ右中段囲みの⑦)、上記記述箇所において、同様の工夫をすることが困難であると思われる。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として ・乙A27の34の1</p> <p>その他資料として ・乙A29の2</p>

訴状 別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
35	25	10 ～ 11	中国文明の3大要素は、皇帝と、都市と、漢字だといわれます。	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【申請図書について】</p> <p>本件申請図書(25ページ、乙A27の35の1)では、「中国文明の3大要素は、皇帝と、都市と、漢字だといわれます。」と記述されており、当該記述を讀んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述の内容が歴史学において定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられる。しかし、「中国文明の3大要素」といった取り上げ方自体をしない学者もあり、中国文明の3大要素を皇帝、都市、漢字とすることは通説的考え方ではない。</p> <p>これに対し、本件申請図書の当該記述中では「といわれま</p> <p>ず」と表現されているところ、当該記述を讀んだ中学校段階の合理的一般人は、「中国文明の3大要素」が「皇帝と、都市と、漢字」であるとするのが歴史学において定着している通説的考え方であると誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	白紙本該箇所として 乙A27の35の1

訴状 別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
36	27	8 - 20	ローマは政治制度 の上で、次の3つの ものを後世に残し ました。・・・第3 は、「祖国」とい う意識です。ロー マの軍隊は指揮官 だけでなく末端の 兵士に至るまで 「祖国のために」 という意識をもっ て戦いました。	3-(3)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【申請図書について】 本件申請図書(27ページ、乙A27の36の1)では、「ローマは政治制度の上で、次の3つのものを後世に残しました。」(8及び9行目)及び「第3は、「祖国」という意識です。ローマの軍隊は指揮官だけでなく末端の兵士に至るまで「祖国のために」という意識をもって戦いました。」(18ないし20行目)と断定的に記述されており、これらの記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該各記述の内容を歴史学において定着している通説的考え方として認識すると考えられる。</p> <p>しかし、ローマの軍隊における祖国意識については歴史学において評価が分かれており、また、広大かつ長期にわたるローマでは、地域、時代によっても軍隊の構成、軍隊が置かれた政治的地位やその時々国際関係等に違いが見られることから、軍隊が持つ祖国意識について、ローマ国家全体を通じて断定的に概括するのは困難な状態である(乙A28の36の1)。例えば、ローマ共和制末期には、軍隊が、国家よりもむしろ軍事指導者個人に忠誠を誓う傾向にあったと考える見解がある一方で(乙A28の36の1)、当該申請図書の記述のように考える見解もある。これらを踏まえると、ローマの軍隊における祖国意識について歴史学において定着した通説的考え方がない状況である。</p> <p>以上のように、通説的考え方がない学説状況に照らすと、長期にわたり、また、地域的にも広大な古代ローマを通じて、「ローマの軍隊は・・・末端の兵士に至るまで「祖国のために」という意識をもって戦いました。」と記述することは、あまたある学説のうちの一説を記述したものと評価されるにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は当該記述を通説的考え方として誤って理解するおそれがあるものといえる。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として ・乙A27の36の1</p> <p>裏付け資料として ・乙A28の36の1</p>

訴状別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
37	35	16 - 18	魏志倭人伝には、「倭の国には邪馬台国という大国があり、30ほどの小国を従え、女王の卑弥呼がこれをおさめていた」と記されていました。	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書に教育上生徒が理解すべきとされる記述の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>そして、学習指導要領の「中学校社会科」「第二節 社会」「第2 各分野の目標及び内容」「(歴史的分野)」「3 内容の取扱い(1)イ」(乙A29の2・53ページ)において「調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視すること。」等について新たに規定され、資料を読み取る力がこれまで以上に重視されている。</p> <p>上記の学習指導要領の趣旨を踏まえると、教科用図書では、資料(史料を含む。)に係る記述に誤解のおそれのある表現があってはならず、例えば、原史料に係る記述の内容について、原史料の正確な引用ではないにも関わらず、あたかも正確な引用と誤解するおそれのある表現があってはならない。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(35ページ、乙A27の37の1)の本文では、「魏志倭人伝には、「倭の国には邪馬台国という大国があり、30ほどの小国を従え、女王の卑弥呼がこれをおさめていた」と記されていました。」と記述されているところ、当該記述は原史料の引用ではなくその要約である(乙A28の37の1及び2)。</p> <p>この点、原告は、要約である旨を明示する工夫や「魏志」倭人伝をそのまま引用したものではないことが認識できるような工夫を行っておらず、「魏志倭人伝には、「倭の国には(中略)おさめていた」と記されていました。」と記述している。こうした記述の状況を前提にすると、当該記述を読んだ中学校段階における合理的一般人は、「魏志」倭人伝には、「倭の国には(中略)おさめていた」とあるとおりに記載されていると誤解する可能性が高い。</p> <p>よって、当該記述は、中学校段階の合理的一般人において、原史料をそのまま引用したものと誤解するおそれがあることから、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙A27の37の1 <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙A28の37の1 ・乙A28の37の2 ・乙A29の2

訴状 別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
38	36	囲み	「外の目から見た日本 ⑩盗みがなく、争いの少ない社会」(全体)	3-(3)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に意味を理解し難い表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書(35ページ、乙A27の38の1)右中段囲み「⑦魏志倭人伝より(一部要約)」では、「国内は乱れて、攻め合いが何度もつづいた。」と記述している。また、弥生時代に共同体間(集落と集落、のちにクニとクニ。以下同じ。)の武力による争いが発生したとの歴史学において定着している通説的考え方を踏まえ、同34ページの本文(乙A27の38の1)では「ムラどうしの交流もさかんになりましたが、水田の用水や収穫物をめぐる争いもおこるようになりました。」と記述されているところ、これらの記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、弥生時代を通じて武力による争いが発生したものと認識する。</p> <p>一方で、同35ページの右下段囲み「⑩盗みがなく、争いの少ない社会」では、「魏志」倭人伝が3世紀前半頃(弥生時代の期間内の時代)の邪馬台国について記録したものと紹介しつつ、「倭人(日本人)の性格と倭人社会の特徴」として、「魏志」倭人伝より「争訟少なし」という形で文章を引用するとともに「争いごとが少ない」と訳して記述しているほか、「倭国は(中略)おだやかな社会を引きついでいたのではないかと考えられます」と記述している(乙A27の38の1)。一般的には、「争い」という文言の内容に、武力による紛争も含まれるところ、「争いごとが少ない」を始めとするこれらの記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、弥生時代中の3世紀前半頃は武力による紛争が少ないと認識する可能性も否定できない(特に、表題における「争いの少ない社会」との記述は、一層武力による紛争が少ないと連想させる。)</p> <p>そうすると、矛盾する双方の記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、弥生時代の日本(倭)において、共同体間における武力による争いが絶えなかったのか、そうでなかったのかを総合的に理解することが困難であると評価できる。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	白表紙本該当箇所として 乙A27の38の1

訴状別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
39	37	右下囲み	「⑥前方後円墳」中、「溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりと同様です。」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的な一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(37ページ、乙A27の39の1)の囲み部分「⑥前方後円墳」では、「古墳には下の4つの形式があります。(中略)溜池を掘り灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げたのです。古墳の大小は農地の広がりと同様です。」と記述されているところ、当該記述は、その体裁からして、中学校段階の合理的な一般人において、およそ古墳一般の築造方法が、時期や立地にかかわらず、溜池を掘り、灌漑施設を作る際に掘り返した土を盛り上げるものであり、古墳一般について、そのサイズの大小は農地の広がりと同様であると理解される。</p> <p>しかし、古墳時代全体を通じて、古墳の築造方法は一律ではないと理解されている。例えば、古墳時代前期においては、丘陵の尾根など自然の地形をよく利用することが特徴とされている(乙A28の39の1及び2)。また、古墳の築造方法は、自然の地形を削って盛土をする場合と、全てを盛土で築く方法がある(乙A28の39の3)。</p> <p>本件申請図書の上記記述のように、古墳の築造過程では、溜池の機能を持たせた周濠を掘り、灌漑施設を造るときに掘り返された土を盛り上げたとする説も主張されているが(乙A28の39の4ないし6)、この説は大量の水を溜めておくことが可能な周濠を有する古墳を対象に考察したものである。しかし、古墳には周濠のないものも存在するから(乙A28の39の7)、当該説は、古墳一般についての説明としては不適切である。そのため、当該説に依拠して古墳一般について、そのサイズの大小が農地の広がりと同様であると説明も不適切である。</p> <p>以上のとおり、古墳の築造方法は時期や立地によって一律ではないとともに、古墳一般について、そのサイズの大小は農地の広がりと同様であると説明できないにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的な一般人は、およそ古墳一般の築造方法が、時期や立地にかかわらず「溜池を掘り、灌漑施設を作る時に掘り返された土を盛り上げた」と誤って理解した上で、古墳一般について、そのサイズの大小は、灌漑の規模、すなわち、農地の広がりと同様であると誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙A27の39の1 <p>属付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙A28の39の1 ・乙A28の39の2 ・乙A28の39の3 ・乙A28の39の4 ・乙A28の39の5 ・乙A28の39の6 ・乙A28の39の7

訴状別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
40	47	19 - 20	聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした。	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に意味を理解し難い表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(47ページ、乙A27の40の1)本文中では「聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者でした。」と記述されている。</p> <p>律令国家とは、律令を基本法典とし、天皇を中心とした体系的な中央集権国家組織を有する国家であるところ、近年の学説状況では、古代律令国家の建設過程について、それぞれの時期における多様な関係者による多様な関与が重視されるようになっており(乙A28の40の1、乙A28の40の2・52ないし55ページ)、聖徳太子の死後、中国で律令制度を体系的に学んで帰国した留学生たちが知識をもたらず動きが本格化したことが律令国家建設の出発点であるとの理解が主流の考え方となっている(乙A28の40の2・21ないし23ページ)。</p> <p>一方で、聖徳太子らが行った推古朝の政治では、冠位十二階の制定など国制の組織化が進められたことから(乙A28の40の3)、のちに完成する中央集権国家形成の萌芽であると近年評価されているものの(乙A28の40の4)、体系的な律令編纂が始まっていない中での国制の組織化は、のちの古代律令国家建設の素地の一部にとどまり、古代律令国家建設の出発点であるとは評価されていない(乙A28の40の3)。</p> <p>以上に対し、本件申請図書では、「聖徳太子」が「内政でも外交でも日本の古代律令国家建設の方向を示した指導者」だと記述されているが、上記の学説状況を踏まえた記述とはなっていない。それゆえ、近年の学説状況を踏まえていない当該記述を踏んだ中学校段階の合理的一般人は、聖徳太子の進めた内政や外交が古代律令国家建設にどのように関与したかについて理解することが困難である。</p> <p>よって、当該記述は、生徒が「聖徳太子」と「古代律令国家建設」との関係について、具体的に理解することが困難であり、「生徒がその意味を理解しがたい表現」(検定意見第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>なお、原告が作成した令和4年中学歴史教科書供給本である「中学社会新しい歴史教科書」(甲4・47ページ)本文中では、「聖徳太子は、内政でも外交でも、8世紀に完成する日本の古代中央集権国家の方向を示した指導者でした。」と記述されているところ、聖徳太子らが行った推古朝の政治で行った冠位十二階の制定等を含む国制の組織化は中央集権国家形成の萌芽と評価する上記の学説状況に沿った記述であり、「理解しがたい表現」とはいえないので、検定意見を付さなかった。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表根本該当箇所として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙A27の40の1 <p>裏付け資料として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乙A28の40の1 ・乙A28の40の2 ・乙A28の40の3 ・乙A28の40の4

訴状別紙 2 通番	本件図書における指箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
42	79	写真	「⑥北条時宗」 キャプション中、 「時宗はフビライ の要求を拒否し、 全国の御家人に戦 う準備をよびかけ ました」	3-(3)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。 この点、北条時宗は、元軍の襲来が予想される九州に在住することや、その九州に領地を持つ御家人等であることを根拠に、九州在住御家人や九州に領地を持つ御家人を対象として、蒙古の襲来に備えて、筑前国などの要害に交替で勤務する警備役(すなわち「異国警固番役」等)として動員していたとの理解が、歴史学において定着している通説的考え方である(乙A28の42の1)。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書(79ページ、乙A27の42の1)の「⑥北条時宗」には、「時宗はフビライの要求を拒否し、全国の御家人に戦う準備をよびかけました。」との記述があるところ、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述内容が歴史学において定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられる。 しかしながら、前記【検定基準等】のような学説状況に照らし、当該記述は通説的考え方とはいえない。 そうであるにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、御家人が九州に在住することや九州に領地を有することといった動員の根拠に関係なく、北条時宗が、およそ無条件で日本の「全国の御家人」をフビライの軍勢(蒙古軍)に対する警備役として動員したことが通説的考え方であると誤って理解するおそれがある。 よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。 なお、原告は訴状別紙2において、「相模国を本拠にして二階堂氏に九州の所領を守るように命じたこと」や「千葉氏のような東国御家人は九州に土着した者」もいる旨主張しているが、二階堂氏及び千葉氏の双方は九州に領地を持っていること(乙A28の42の2ないし4)から、「呼びかけ」の対象となったものである。また、原告は、「東北(中略)に根拠地があった安東水軍まで派遣対象で、(中略)十三湊から筑紫に向けて安東水軍の大船21艘が出港して戦闘にも加わっている」旨主張しているところ、この主張は信頼できる同時代の史料によって裏付けられるものではなく、歴史学において説として認められていない。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表根本該箇所として ・乙A27の42の1</p> <p>裏付け資料として ・乙A28の42の1 ・乙A28の42の2 ・乙A28の42の3 ・乙A28の42の4</p>

訴状別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
43	87	17 - 20	蝦夷地（北海道）では、アイヌとよばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まり	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書（87ページ、乙A27の43の1）では、「蝦夷地（北海道）では、アイヌと呼ばれる人々が、狩猟や漁業を行っていましたが、14世紀ごろに、津軽（青森県）の十三湊を拠点にした交易が始まり」と記述されている。</p> <p>一方で、十三湊（青森県津軽市の地域に当時存在した港）を拠点としたアイヌの人々との取引については、アイヌの人々以外の人が、十三湊を拠点として、アイヌの人々と交易をした歴史的事実がある（乙A28の43の1）。</p> <p>本件申請図書の当該記述においては、一文の主語が「アイヌと呼ばれる人々」であることを踏まえると、中学校段階の合理的一般人は、アイヌの人々以外の人々ではなく、アイヌと呼ばれる人々が十三湊を拠点に交易活動を行ったものと誤って理解するおそれがある。</p> <p>よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3(3)）に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として</p> <p>・乙A27の43の1</p> <p>裏付け資料として</p> <p>・乙A28の43の1</p>

訴状 別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
44	115	図	さくらさんの吹き出し中、「朝鮮出兵って16世紀では世界最大規模の戦争だったといわれてるわ」	3-③	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書(115ページ、乙A27の44の1)における「さくらさんの吹き出し」中には、「朝鮮出兵って16世紀では世界最大規模の戦争だったといわれてるわ」と記述されており、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述の内容が歴史学において定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられる。 しかし、朝鮮出兵が16世紀における最大規模の戦争であったか否かについては、学術的な研究がなされておらず、歴史学において定着している通説的考え方はないといえる。 以上の学説状況を踏まえると、当該記述は、通説的考え方とはいえないにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、「朝鮮出兵」が16世紀において世界最大規模の戦争であるとするのが歴史学では定着している通説的考え方であると誤って理解するおそれがあるものといえる。 よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	白表紙本該当箇所として ・乙A27の44の1

訴状別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
45	156	16 - 18	間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界で初めて発見しました（間宮海峡）。	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が（中略）誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書（156ページ、乙A27の45の1）の本文中では「間宮林蔵は蝦夷地から樺太にかけて踏査し、従来大陸の陸続きであると思われていた樺太が島であることを世界で初めて発見しました（間宮海峡）。」と記述されている。</p> <p>この点、原告も主張するとおり、間宮林蔵は、松田伝十郎とともに幕命を受けて樺太調査に赴いたのであるが、樺太にて両者は異なるルートを探った結果、松田伝十郎が間宮林蔵よりも2日先にラッカまで至り、間宮林蔵よりも先に樺太が島であることを確認したという歴史的事実がある（乙A28の45の1）。</p> <p>しかしながら、当該歴史的事実があるにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、間宮林蔵が樺太を「島であることを世界で初めて発見」したと誤って理解することとなる。</p> <p>よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3(3)）に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として ・乙A27の45の1</p> <p>裏付け資料として ・乙A28の45の1</p>

訴状別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
46	164	写真	「③錦の御旗」 キャプション中、 「かつて、承久の 乱の後鳥羽上皇や …がかかげまし た。」	3-(3)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書(164ページ、乙A27の46の1)の写真横の説明文では、「③錦の御旗」と記述されるとともに、「軍の先頭にかかげ、(中略)(官軍)であることを示す旗」と記述されている。そして、これに続く文章において「かつて、承久の乱の後鳥羽上皇(中略)がかかげました。」と記述されているところ、これらを読んだ中学校段階の合理的一般人は、かつて承久の乱の際に後鳥羽上皇が前記写真のとおり「錦の御旗」を掲げたことが歴史的事実であると認識すると考えられる。</p> <p>しかし、承久の乱の際に後鳥羽上皇が「錦の御旗」を掲げたということが、信頼性のある史料で確認できるわけではなく、当該分野における現在の研究においてこの事実が歴史的事実と確定する立場はない。</p> <p>これらのことから、後鳥羽上皇が承久の乱の際に前記写真のとおり「錦の御旗」を掲げた歴史的事実があると確定できないにもかかわらず、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は歴史的事実であると誤って認識するおそれがあるため、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>なお、原告は、当該記述について、『国史大辞典』に引用された『承久記』及び『太平記』の記載が根拠である旨主張する。しかし、『承久記』は軍記物と呼ばれる文学作品であるとともに、諸本の間で当該場面の描写に異同が多い。</p> <p>例えば、承久の乱において各方面へ向かわせるために多数の官軍の軍勢を複数に分ける場面は、諸本に共通して記述されているものの、『国史叢書承久記』中の「承久記(前田本)」の部分では軍勢を複数に分けるとともに「院」すなわち後鳥羽上皇の「御旗」を軍勢の指揮する十人に与えた旨の記述がある一方で(乙A28の46の1)、『保元物語平治物語承久記』中の「承久記下」の部分(すなわち慈光寺本)では軍勢を十二に分けたと記述しているが「御旗」の記述はなく(乙A28の46の2)、例書物中の「古活字本承久記」の部分でも総勢一万七千五百余りの軍勢を複数の部隊に分けて京都から向かわせたと記述しているが「御旗」の記述はないことから(乙A28の46の3)、同一場面の描写に異同がある。これらを踏まえると、諸本におけるこれらの描写は、客観的事実に基づかない創作的描写である可能性がある。</p> <p>また、『太平記』三の部分については、後醍醐天皇に係る記述である(乙A28の46の4)。よって、双方ともに、承久の乱の際に後鳥羽上皇が「錦の御旗」を掲げた歴史的事実そのものを記述した史料といえない。</p> <p>なお、原告は、検定意見が反論認否書において変わっていた旨主張するが、検定意見の指摘の趣旨は以上のとおりであって、指摘内容に変更はない。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当所として ・乙A27の46の1</p> <p>裏付け資料として ・乙A28の46の1 ・乙A28の46の2 ・乙A28の46の3 ・乙A28の46の4</p>

訴状 別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
47	199	20 ～ 21	清朝滅亡後の中国は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました。	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒がその意味を理解し難い表現(中略)はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に生徒がその意味を理解し難い表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>この点、袁世凱が大總統に就任した後(中華民国の成立直後以降)の中国大陸では、地方軍閥が治安維持の役割を担ったと説明されることがある(乙A28の47の1)。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(199ページ、乙A27の47の1)は、袁世凱が大總統に就任した後(中華民国の成立直後以降)の中国大陸について、「清朝滅亡後の中国大陸は、軍閥の割拠する無法地帯と化しました。」と説明している。</p> <p>ここにいう「無法」とは、「法にはずれ道理のないこと。乱暴なこと。」を意味する抽象的な概念であって(乙A28の47の2)、地方軍閥が治安維持の役割を担った当時の中国大陸の状況を具体的に述べるものではない。そのため、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、袁世凱が大總統に就任した後(中華民国の成立直後)の中国大陸について理解することは困難である。</p> <p>なお、本件申請図書(199ページ、乙A27の47の1)の当該記述以前の部分において、当時の「中華民国」における状況につき、革命派の武装蜂起が幾度か試みられる中、武昌での武力蜂起が波及し、ついに中華民国が成立し、清朝は滅亡するに至ったこと、ただし清朝の高官であった袁世凱は、中華民国の大總統に就任したという、中華民国の成立直後までの状況を順次理解できるように具体的な記述がされていることと比較しても、「無法地帯と化しました。」との記述が抽象的記述にとどまるものであることは明らかである。</p> <p>よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒がその意味を理解し難い表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表根本該箇所として</p> <p>・乙A27の47の1</p> <p>裏付け資料として</p> <p>・乙A28の47の1</p> <p>・乙A28の47の2</p>

訴状別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
48	228	囲み	<p>「③コミンテルンの世界戦略と中国」中、「北伐の国民革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました。」</p>	3-(3)	<p>【検定基準等】 検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】 本件申請図書(228ページ、乙A27の48の1)における「③コミンテルンの世界戦略と中国」中、「南京事件」について「(前略)北伐の国民革命軍に潜り込んだ共産党員は、1927年、南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました。」と記述されており、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述の内容が歴史学において定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられる。</p> <p>しかし、「南京事件」の背景については、「南京事件」が共産党の陰謀によるものとの主張もあるもの(乙A28の48の1)、現在の学説状況を鑑みると「南京事件」の背景について歴史学において定着している通説的考え方があるものではない(乙A28の48の2ないし4)。</p> <p>以上のとおり、通説的考え方がない学説状況を踏まえると、当該記述は、通説的考え方とはいえないにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、北伐の国民革命軍に潜り込んだ共産党員が「南京で日本を含む各国の大使館を襲い、略奪、暴行、殺人の限りを尽くした」ことが歴史学において定着している通説的考え方であると誤って理解をするおそれがあるものといえる。</p> <p>よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】 以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として 乙A27の48の1</p> <p>裏付け資料として 乙A28の48の1 乙A28の48の2 乙A28の48の3 乙A28の48の4</p>

訴状 別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
49	249	19 - 21 左	西暦の1945年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです。	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(249ページ、乙A27の49の1)の本文中には、「西暦の1945年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです。」と記述されており、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、当該記述の内容が歴史学において定着している通説的考え方であるものとして認識すると考えられる。</p> <p>しかし、インドネシアの独立宣言文において皇紀が使用された理由については、様々な学説が主張されており、現在の学説状況を鑑みると歴史学において定着している通説的考え方があるものではない(乙A28の49の1及び2)。</p> <p>以上のとおり、通説的考え方がない学説状況を踏まえると、当該記述は、通説的考え方とはいえないにもかかわらず、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、インドネシアが日本への敬意を表するために独立記念日を皇紀を用いて表現したとすることが歴史学において定着している通説的考え方であると誤って理解するおそれがあるものといえる。</p> <p>よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>右表紙本該箇所として</p> <p>・乙A27の49の1</p> <p>裏付け資料として</p> <p>・乙A28の49の1</p> <p>・乙A28の49の2</p>

訴状 別紙 2 通番	本件図書における指摘箇所			被告主張		証拠
	頁	行など	内容	検定基準		
50	264	表	「①冷戦の経過」 中、「1949・・・ 中華人民共和国 (共産党政権)成 立」	3-(3)	<p>【検定基準等】</p> <p>検定基準第2章3(3)では「図書の内容に、児童又は生徒が(中略)誤解するおそれのある表現はないこと」とされているところ、これに該当するか否かは、中学校段階における合理的一般人を基準として、図書の内容に誤解のおそれのある表現があるか否かによって判断されるべきである。</p> <p>【本件申請図書について】</p> <p>本件申請図書(264ページ。乙A27の50の1)の「①冷戦の経過」中には、「1949 中華人民共和国(共産党政権)成立」と記述されているところ、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、1949年に成立した中華人民共和国が、共産党の単独政権であったものと理解するものといえる。</p> <p>しかし、中華人民共和国の成立当初は、共産党以外の政党との連合政権であったことが歴史的事実(乙A28の50の1)であり、共産党の単独政権ではない。</p> <p>このことから、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人が、成立当初の中華人民共和国が共産党の単独政権であったと理解することは、その時代の政権が共産党の単独政権ではない以上、歴史的事実を誤って理解するものといえる。</p> <p>よって、本件申請図書の当該記述は、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当するものとして検定意見を付した。</p> <p>【小括】</p> <p>以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。</p>	<p>白表紙本該当箇所として ・乙A27の50の1</p> <p>裏付け資料として ・乙A28の50の1</p>

副本

令和3年(ワ)第24321号 損害賠償請求事件

原告 株式会社自由社

被告 国ほか3名


証拠説明書(3)


令和4年6月2日

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中

被告国指定代理人


市原麻衣 

長谷川陽史 


高橋佑介 

安井順一郎 

中川覚敬 

廣野宏正 

池田真信 

永野徳史 

濱田真旗 

略語等は準備書面の例による。

なお、書証は検定意見ごとに提出するため、重複することがある。

号 証	標 目 (作成者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨	
乙A27	令和元年度検定申請図書 の白表紙本【抜粋】 (作成者及び抜粋ページは別紙1記載のとおり)	写し	別紙1のとおり(いずれも文部科学省が受け付けた日である。)	白表紙本の記載内容
乙A28	本件申請図書の検定意見相当箇所に係る根拠資料【抜粋】 (標目、作成者及び抜粋ページは別紙2記載のとおり)	写し	別紙2のとおり	本件申請図書の検定意見相当箇所に係る各根拠資料
乙A29の2	中学校学習指導要領 (平成29年告示) 【抜粋】41、48ないし57ページ (文部科学省)	写し	H29.3 (告示)	中学校学習指導要領のうち、歴史的分野に関する内容。 なお、乙A29と重複する部分があるが、全体を明らかにするため改めて提出した。

別紙1 (乙A27)

枝番号		(作成者)	ページ	作成 年月日
検定 意見	被引用			
31	1	自由社	表見返り	H31. 4. 17
32	1	自由社	3	H31. 4. 17
33	1	自由社	19	H31. 4. 17
34	1	自由社	23	H31. 4. 17
35	1	自由社	25	H31. 4. 17
36	1	自由社	27	H31. 4. 17
37	1	自由社	35	H31. 4. 17
38	1	自由社	34、35	H31. 4. 17
39	1	自由社	37	H31. 4. 17
40	1	自由社	47	H31. 4. 17
42	1	自由社	79	H31. 4. 17
43	1	自由社	87	H31. 4. 17
44	1	自由社	115	H31. 4. 17
45	1	自由社	156	H31. 4. 17
46	1	自由社	164	H31. 4. 17
47	1	自由社	199、228	H31. 4. 17
48	1	自由社	228	H31. 4. 17
49	1	自由社	249	H31. 4. 17
50	1	自由社	264	H31. 4. 17

別紙2 (乙A28)

枝番号		標 目 (作成者)	ページ	作 成 年月日
検定 意見	被引用			
3 1	1	文化庁ホームページ 「日本の世界遺産一 覧」(文化庁)	—	R3
3 2	1	国史大辞典 第四巻 (国史大辞典編集委員 会) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	974、975	S59. 2. 1
3 3	1	広辞苑(第七版) (新村出編)	2680、2681	H30. 1. 12
3 3	2	日本書紀 上 (坂本太郎ほか校注) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	416、417	S42. 3. 31
3 3	3	広辞苑(第七版) (新村出編)	2768、2769	H30. 1. 12
3 6	1	図説 古代ローマの戦 い (遠藤利国訳) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	20、21 118～121 136～139 194～197 206～209	H15. 5. 30
3 7	1	倭国伝 中国正史に描 かれた日本 (藤堂明保、竹田晃、 影山輝國) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	104～113	H22. 9. 13

別紙2 (Z.A.28)

枝番号		標 目 (作成者)	ページ	作 成 年月日
検定 意見	被引用			
37	2	三國志 (全五冊) 第三冊 卷二一至卷三 〇 (魏書三) (中華書局出版) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	854~859	S34.12 (第 1版)
39	1	日本の考古学Ⅳ 古墳 時代 (上) (近藤義郎ほか編) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	40~43	S41.6.30
39	2	岡山県古代吉備文化財 センターホームページ 「山をひらき「山」を つくる」 (岡山県古代吉備文化 財センター中原香織) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	—	H24.11
39	3	日本史広辞典 (日本史広辞典編集委 員会)	856、857	H9.10.22
39	4	池の文化 (末永雅雄) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	62、63 70~73	S22.6.25
39	5	水田と前方後円墳 (田久保晃) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	76~81	H30.11.5

別紙2 (Z A 2 8)

枝番号		標 目 (作成者)	ページ	作 成 年月日
検定 意見	被引用			
39	6	JAGREE (No. 97) (一般社団法人農業土木事業協会) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	4、5	R1. 11
39	7	日本史大事典 第三巻 (全七巻) (下中弘) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	392、393	H5. 5. 18
40	1	日本古代の歴史6 列 島の古代 (佐藤信) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	52、53 62、63 78~81	H31. 3. 1
40	2	律令国家と隋唐文明 (大津透) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	21~23 52~55	R2. 2. 20
40	3	大学の日本史 教養から 考える歴史へ 1 古 代 (佐藤信) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	75 78~81	H28. 2. 25
40	4	大学でまなぶ日本の歴史 (木村茂光ほか編) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	20~23 258、259	H28. 4. 1

別紙2 (Z A 2 8)

枝番号		標 目 (作成者)	ページ	作 成 年月日
検定 意見	被引用			
4 2	1	国史大辞典 第一巻 (国史大辞典編集委員会) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	484、485	S54. 3. 1
4 2	2	日本の時代史 8 京・ 鎌倉の王権 (五味文彦) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	150～153	H15. 1. 20
4 2	3	国史大辞典 第九巻 (国史大辞典編集委員会) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	430～433	S63. 9. 30
4 2	4	中世日本の周縁と東ア ジア (柳原敏昭) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	236～261	H23. 2. 10
4 3	1	日本史大事典 第五巻 (下中弘) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	198	H5. 11. 18
4 5	1	国史大辞典 第13巻 (国史大辞典編集委員会) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	146、199	H4. 4. 1

別紙2 (乙A28)

枝番号		標 目 (作成者)	ページ	作 成 年月日
検定 意見	被引用			
46	1	國史叢書承久記 「承久記 上 (前田本)」 (國史研究會) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	32、33	T6. 6. 16
46	2	保元物語 平治物語 承久記 「承久記 下 (慈光寺本)」 (栃木孝惟ほか校注) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	334~337	H4. 7. 30
46	3	保元物語 平治物語 承久記 「古活字本 承久記 上」 (栃木孝惟ほか校注) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	382、383	H4. 7. 30
46	4	太平記① (全四冊) (長谷川端校注) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	123~135	H6. 10. 20
47	1	近代中国史 (岡本隆司) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	242、243	H25. 7. 10
47	2	広辞苑 第七版 (新村出)	2864、2865	H30. 1. 12

別紙2 (乙A28)

枝番号		標 目 (作成者)	ページ	作 成 年月日
検定 意見	被引用			
48	1	日本外交文書 昭和期 I 第一部第一巻 (外務省) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	518、519 526～529	H1. 3. 10
48	2	「日中歴史共同研究」 報告書 第2巻 近現 代史篇 (北岡伸一ほか編) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	163～195	H26. 10. 20
48	3	近代東アジア国際関係 史 (衛藤瀋吉) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	166～175	H16. 8. 26
48	4	中国国民革命 戦間期 東アジアの地殻変動 (栃木利夫ほか) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	248～263 396、397	H9. 12. 18
49	1	世界現代史5 東南ア ジア現代史I 総説・ インドネシア (和田久徳ほか) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	224～229	S52. 6. 10
49	2	メディアとしての暦 朝鮮・台湾・インドネ シアにおける元号と皇 紀 (中牧弘允) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	9～20	H31. 3. 12

別紙2 (Z A 2・8)

枝番号		標 目 (作成者)	ページ	作 成 年月日
検定 意見	被引用			
50	1	世界歴史大系 中国史 5 清末～現在 (松丸道雄ほか編) ※黄色マーカーは被告 国指定代理人による。	287～291	H14. 6. 30